

西都市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等のための施策を推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって市民が安全にかつ安心して暮らし、犯罪被害者等を支えることができる地域社会の形成を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、都道府県、警察その他の関係行政機関、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、滞在し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内で事業その他活動を行う個人、法人若しくはその他の団体をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等への配慮を欠いた言動、中傷、報道等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、日常生活の平穩の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利が尊重されること。

(2) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況、原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他の事情に応じ、必要な支援が適切に途切れることなく提供されること。

(3) 支援の過程において、犯罪被害者等が二次被害を受けることがないように行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮すること。

(4) 市及び関係機関等による相互の連携及び協力の下で行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を支援することの必要性についての理解を深め、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する相談及び情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第7条 市は、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、支援金の支給を行うものとする。

3 前項の支援金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(心身に受けた影響からの回復)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた心身の影響等に応じ、その回復のために適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等に対し、日常生活に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等に対し、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、居住に関する情報の提供、公営住宅への入居における特別な配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第12条 市は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第13条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の必要性、二次被害防止の重要性、その他犯罪被害者等の支援について市民等の理解を得るため、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(支援の制限)

第14条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、支援を行わないことができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。